

警察常任委員会  
令和6年8月20日

## 少年の非行防止と健全育成に 向けた総合対策の推進について



警 察 本 部

## 凡 例

本資料で使用している用語の意義は、次のとおりである。

- 非 行 少 年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称
- 刑 法 犯 少 年 刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年（交通事故に関連する刑法の罪を除く。）
- 特 別 法 犯 少 年 刑法以外の法令に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年（交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反を除く。）
- 犯 罪 少 年 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- 触 法 少 年 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ぐ 犯 少 年 保護者の正当な監督に服しないか、自己又は他人の徳性を害する行為をするなどの理由があつて、その性格又は環境に照らし、将来罪を犯すおそれのある少年
- 不 良 行 為 少 年 飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- 包 括 罪 種 刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」「その他の刑法犯」の6種に分類したもの
  - ア 凶悪犯…殺人、強盗、放火、不同意性交等
  - イ 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
  - ウ 窃盗犯…窃盗
  - エ 知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
  - オ 風俗犯…賭博、わいせつ
  - カ その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 児 童 虐 待 保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待怠慢又は拒否及び心理的虐待をすることをいう。
- い じ め 児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 福 祉 犯 児童買春・児童ポルノ法等、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪の総称

※ 本資料に掲載されている数値は、令和5年以前については確定値、令和6年については暫定値である。

# 目 次

## 第1 少年非行情勢

1 概要	4
2 刑法犯少年の状況	4
(1) 推移	4
(2) 包括罪種別	5
(3) 初発型非行	5
(4) 学職別	6
3 薬物乱用少年の状況	6
4 不良行為少年の状況	7

## 第2 少年の非行防止対策

少年サポートセンターの役割	8
1 少年相談活動	8
2 街頭補導活動	8
3 立ち直り支援活動	9
4 広報啓発活動	9
5 教育機関等との連携	9
(1) 兵庫県教育委員会との連携	10
(2) 神戸市教育委員会との連携	10
(3) 尼崎市教育委員会及び伊丹市教育委員会との連携	11
(4) 少年院と連携した闇バイト等犯罪への加担防止対策	11
6 少年の規範意識の向上に資する活動	12
(1) 社会参加活動等への支援	12
(2) 兵庫県警察少年柔道・剣道大会の開催	12
7 非行少年の検挙・補導活動	12

## 第3 少年の保護対策

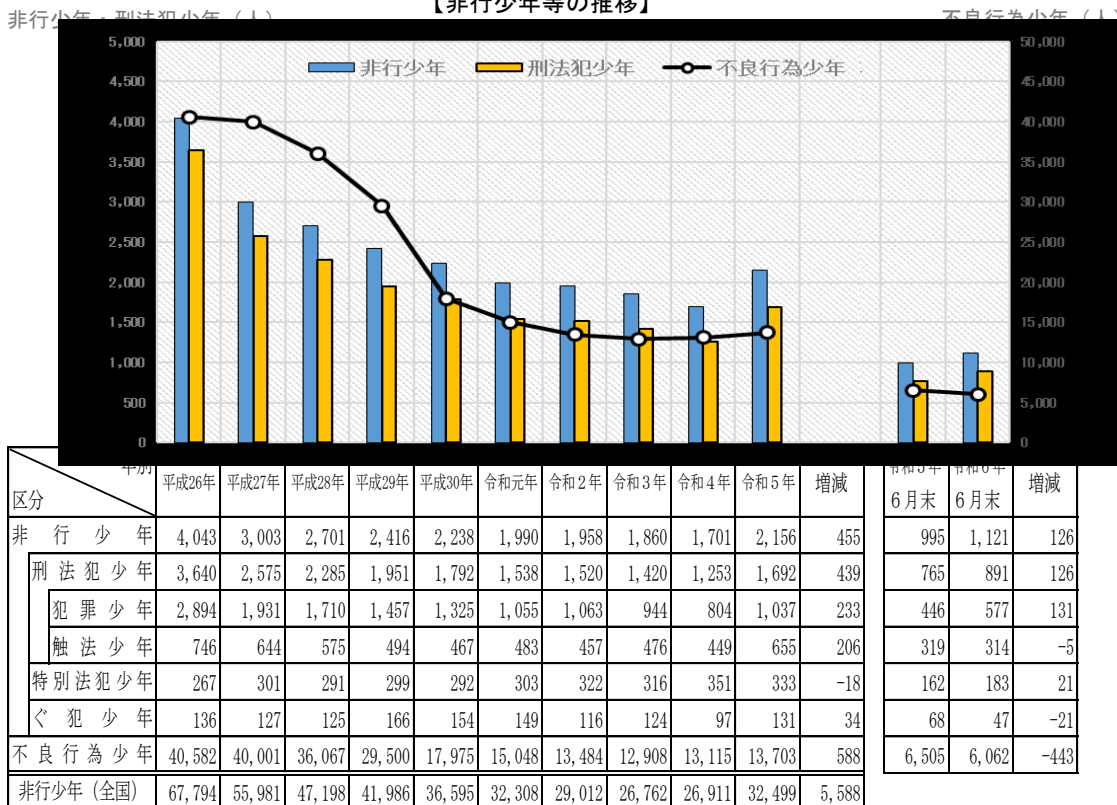
1 児童虐待事案への対応	13
(1) 対応の基本	13
(2) 認知対応状況	13
(3) 検挙状況	13
(4) 児童相談所等との連携等	14
(5) 被害少年に対する配慮	16
2 いじめ事案への対応	16
3 少年の福祉を害する犯罪への対応	17
(1) 福祉犯検挙の状況	17
(2) 被害少年の学職別状況	17
(3) SNSの利用に起因する犯罪被害の状況	18
4 インターネットの安全利用に向けた取組	18
(1) 情報モラル教育、啓発活動	18
(2) AI技術を活用したSNSに対するサイバーパトロールの実施	19

# 第1 少年非行情勢

## 1 概要

県下の非行少年の検挙・補導人員及び不良行為少年の補導人員は、これまで減少傾向にあったが、不良行為少年は令和4年に、非行少年は令和5年にそれぞれ増加に転じ、非行少年は、本年6月末現在においても増加傾向にある。

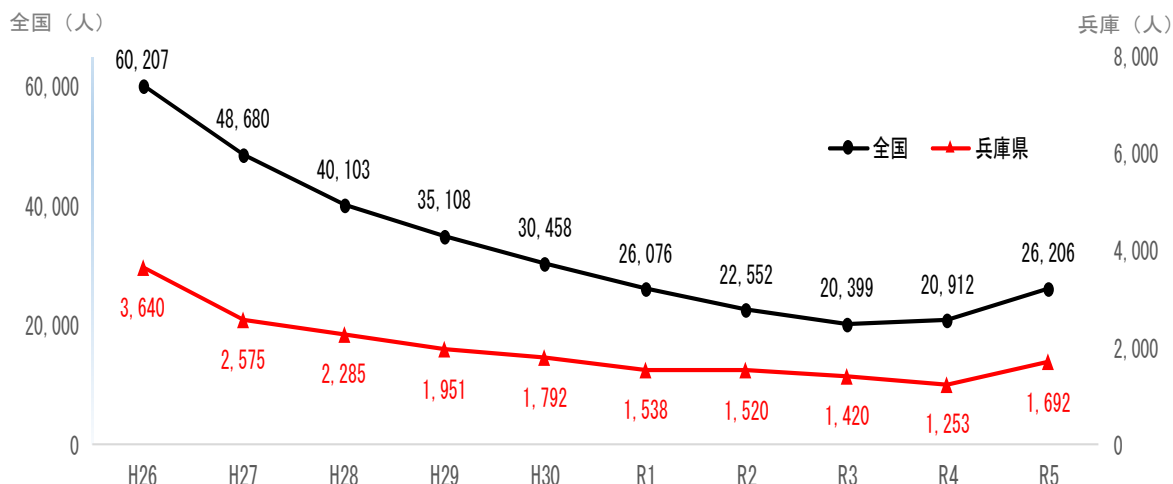
【非行少年等の推移】



## 2 刑法犯少年の状況

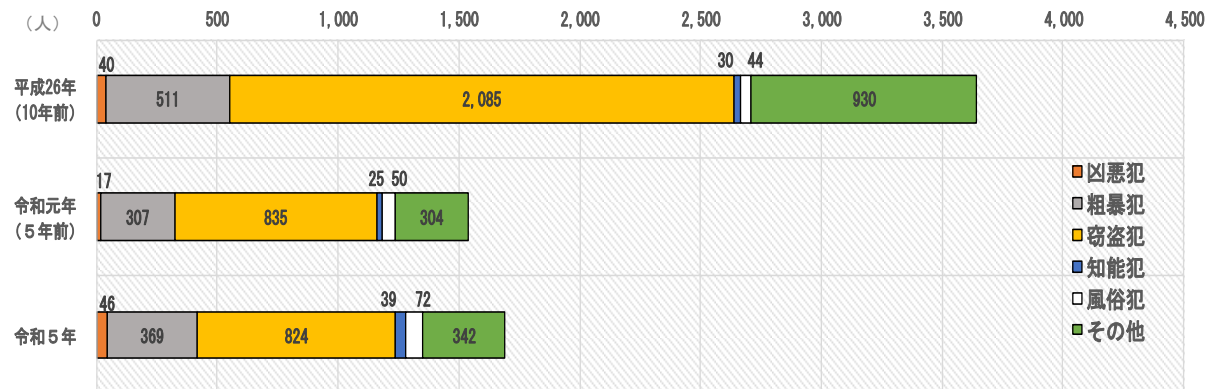
### (1) 推移

県下の刑法犯少年は、全国と同様、過去10年推移で大きく減少したが、令和5年に増加に転じている。



## (2) 包括罪種別

包括罪種別では、過去10年いずれも窃盗犯で検挙・補導された少年が最も多く、本年6月末現在においても同様の傾向が見られる。

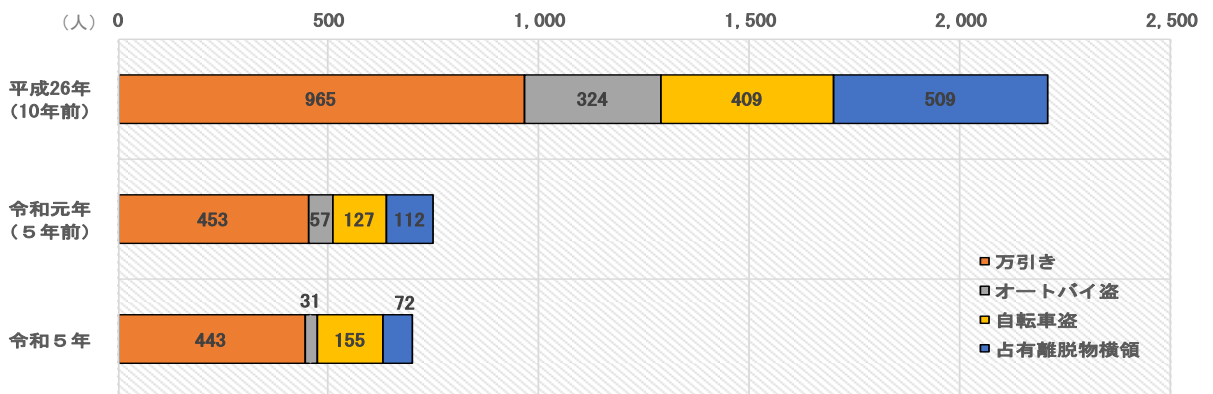


区分	年別	平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 6月末	令和6年 6月末	増減
		刑法犯少年	3,640	1,538	1,520	1,420	1,253	1,692	765	891
凶悪犯	40	17	47	35	36	46	20	32	12	
粗暴犯	511	307	381	346	301	369	162	188	26	
窃盗犯	2,085	835	748	669	608	824	378	420	42	
知能犯	30	25	39	66	22	39	14	27	13	
風俗犯	44	50	41	52	59	72	19	51	32	
その他	930	304	264	252	227	342	172	173	1	

※「その他」は、「占有離脱物横領」「建造物侵入」「盗品等譲受け」「器物損壊」等である。

## (3) 初発型非行

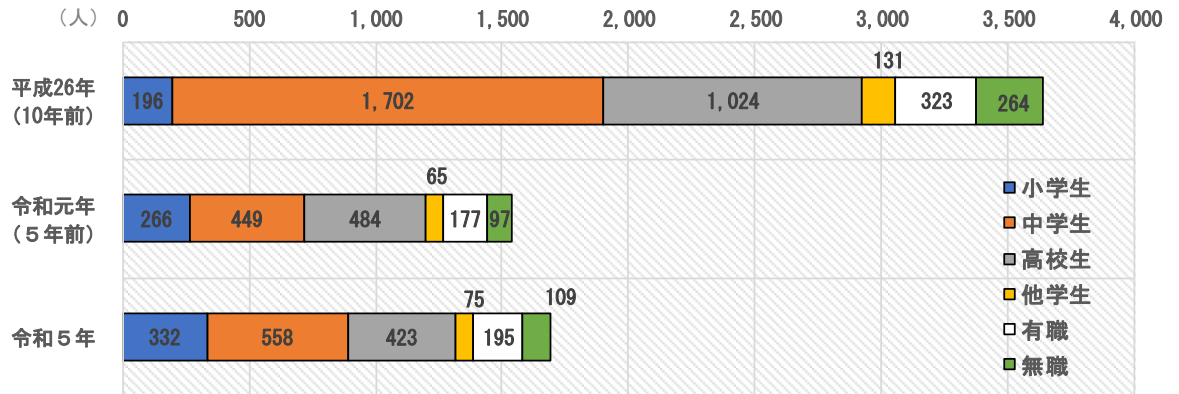
単純な動機から敢行されやすい初発型非行(万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領)は大きく減少している。また、刑法犯少年全体に占める初発型非行の割合は、10年前と比べると徐々に減少傾向にあり、本年6月末では全体の約4割となっている。



区分	年別	平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 6月末	令和6年 6月末	増減
		合計	2,207	749	665	611	514	701	321	384
万引き	965	453	377	383	300	443	213	200	-13	
オートバイ盗	324	57	65	44	41	31	18	55	37	
自転車盗	409	127	126	120	116	155	65	81	16	
占有離脱物横領	509	112	97	64	57	72	25	48	23	
刑法犯少年に占める割合 (%)		60.6	48.7	43.8	43.0	41.0	41.4	42.0	43.1	1.1

#### (4) 学職別

学職別では、過去10年いずれも中学生・高校生の割合が多く、本年6月末現在では、中学生・高校生が全体の約6割を占めている。また、近年の特徴として、小学生が増加傾向にある。

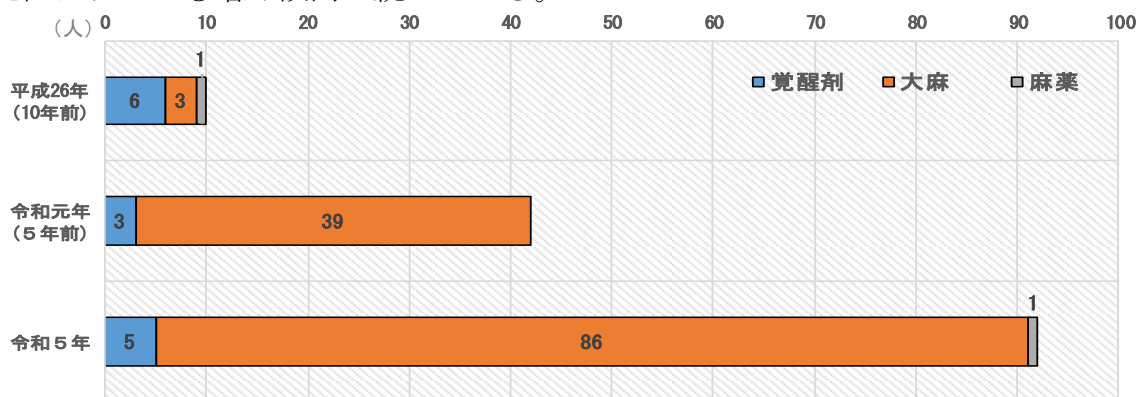


区分	年別	平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年6月末		令和6年6月末		増減
		人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	構成比	人員	構成比	
学	小学生	196	266	271	273	257	332	161	21.0	165	18.5	4
	中学生	1,702	449	425	422	366	558	281	36.7	287	32.2	6
	高校生	1,024	484	431	374	350	423	171	22.4	251	28.2	80
生	その他	131	65	71	87	47	75	26	3.4	52	5.8	26
有職	少年	323	177	234	164	168	195	80	10.5	95	10.7	15
	少年	264	97	88	100	65	109	46	6.0	41	4.6	-5
合計		3,640	1,538	1,520	1,420	1,253	1,692	765	100.0	891	100.0	126

※「学生その他」は、「大学生」「専門学生」である。

### 3 薬物乱用少年の状況

県下の薬物乱用少年は、令和5年、大麻乱用少年が全体の約9割を占めたほか、検挙人員が過去最多になるなど、10年前と比べて著しく増加しており、本年6月末現在においても増加傾向が続いている。



区分	年別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年6月末		令和6年6月末		増減
		人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	構成比	人員	
覚醒剤		6	10	9	2	4	3	6	10	7	5	2	2.3	3	3.3	1
大麻		3	26	22	34	51	39	70	57	74	86	41	47.6	38	43.8	-3
麻薬		1	1	1	4	1	0	3	0	1	1	0	0.0	3	3.3	3
その他		0	0	3	4	4	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0
合計		10	37	35	44	60	42	79	67	82	92	43	46.7	44	47.8	1
薬物乱用少年 (全国)		192	281	373	410	556	744	1,046	1,159	1,079	1,442					

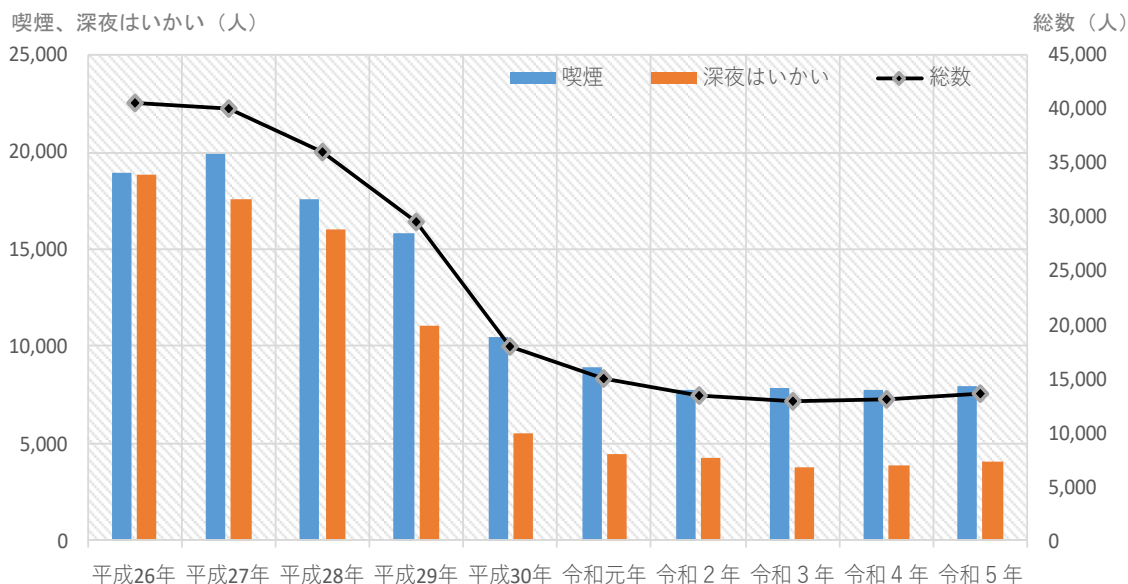
※「その他」は、「シンナー」等である。

#### 4 不良行為少年の状況

県下の不良行為少年は、全国同様、年々減少傾向にあったところ、令和4年からは増加に転じた。本年6月末現在においては、再び減少傾向となっている。

行為別では、喫煙と深夜はいかいが全体の約9割を占めており、学職別では高校生が多い。

##### 【行為別】



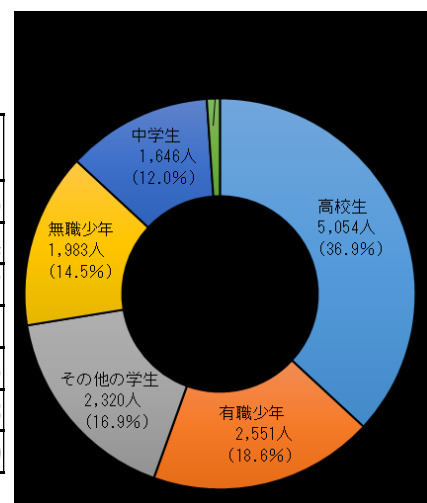
区分	年別	年別					増減			
		平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年6月末	令和6年6月末	増減
不良行為少年		40,582	15,048	13,484	12,908	13,115	13,703	6,505	6,062	-443
喫煙		18,939	8,947	7,797	7,815	7,730	7,921	3,860	3,802	-58
深夜はいかい		18,843	4,451	4,250	3,769	3,910	4,064	1,817	1,525	-292
怠学		406	120	121	115	86	147	79	45	-34
飲酒		538	495	480	510	442	494	221	214	-7
その他		1,856	1,035	836	699	947	1,077	528	476	-52
不良行為少年（全国）		731,174	374,982	333,182	308,563	297,078	321,689			

※「その他」は、「家出」「無断外泊」「不健全娯楽」等である。

##### 【学職別】

区分	年別	年別					令和5年6月末		令和6年6月末		増減	
		平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	人員	構成比	人員		構成比
不良行為少年		40,582	15,048	13,484	12,908	13,115	13,703	6,505	100.0	6,062	100.0	-443
小学生		317	98	157	128	80	149	71	1.1	47	0.8	-24
中学生		6,609	1,158	1,345	1,077	1,536	1,646	757	11.6	784	12.9	27
高校生		15,493	4,796	4,962	4,771	4,989	5,054	2,434	37.4	2,073	34.2	-361
その他の学生		2,782	2,911	1,650	2,024	2,168	2,320	1,093	16.8	1,126	18.6	33
有職少年		5,725	3,186	2,962	2,763	2,488	2,551	1,190	18.3	1,132	18.7	-58
無職少年		9,656	2,899	2,408	2,145	1,854	1,983	960	14.8	900	14.8	-60

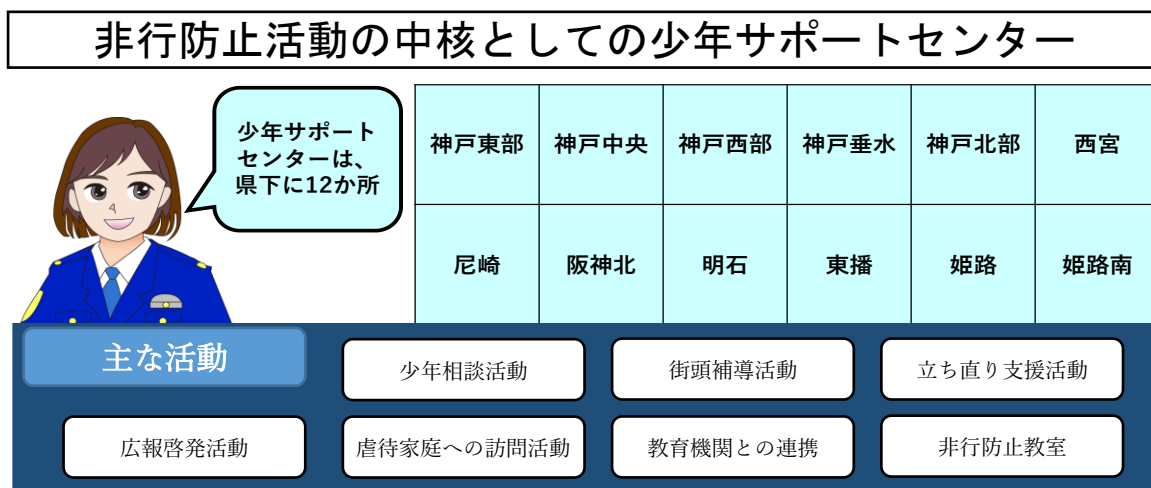
※「その他の学生」は、「大学生」「専門学生」である。



## 第2 少年の非行防止対策

### 【少年サポートセンターの役割】

地域の少年非行防止活動の中心的役割を担う機関として、県下12か所に少年サポートセンターを設置し、関係機関・団体と連携の上、少年相談活動、街頭補導活動、立ち直り支援活動、広報啓発活動等の非行防止に向けた幅広い活動を行っている。



#### 1 少年相談活動

少年や保護者等からの相談については、警察署の少年相談窓口、警察本部少年サポートセンター、少年相談専用電話「ヤングトーク」などで対応している。

少年サポートセンターでは、警察官の他に公認心理師等の資格を有する少年補導職員を配置している。



【少年相談専用電話 ヤングトーク】

#### 2 街頭補導活動

少年の犯罪や少年の犯罪被害を未然に防止し健全育成を図るためには、非行化傾向にある少年に対し早期に指導・助言を行う必要があることから、学校、少年警察ボランティア等関係機関・団体とも連携し、街頭補導活動を実施している。

特に、学校の進学進級時や夏休み等の期間中は、生活環境が変化しやすいことから補導活動を強化している。



【関係機関との県下一斉大規模合同補導 姫路市】



### 3 立ち直り支援活動

過去に非行少年として取り扱った少年、少年相談活動や街頭補導活動により関わった少年及びその保護者に対して、継続的な指導・助言や、自然体験や学習支援などを通じた立ち直り支援活動を実施している。

また、ネット依存等についても、早期の立ち直りを図るため、病院との連携協定を締結し、専門的知見を活用した支援活動を推進している。



【農作業体験 神戸市長田区】



【学習支援活動 西宮市】

### 4 広報啓発活動

少年の健全育成への地域住民等の理解を深めるため、街頭キャンペーンなどのほか、最近では県警YouTube公式チャンネルでの薬物乱用防止アニメの配信や、公共施設、商業施設等のデジタルサイネージを活用した情報発信も行っている。



【薬物乱用防止キャンペーン 神戸市中央区】



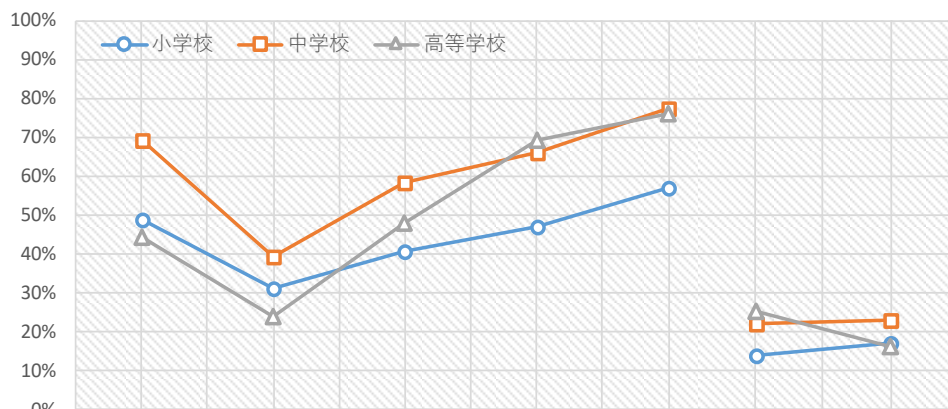
【商業施設大型ビジョンでの広報啓発 西宮市】

### 5 教育機関等との連携

平素から県下の学校・教育委員会とは、連携会議や学校訪問を通じて情報を共有しているほか、時勢や年齢等に応じた非行防止教室を開催するなど、児童生徒に対する広報啓発についても連携を図っている。

また、県内の少年院とも連携し、入院者に対する再非行防止教育を行っている。

## 【非行防止教室開催状況】



区分	年別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度 6月末	令和6年度 6月末
		実施校数 (実施率)	370校 (48.9%)	233校 (31.0%)	304校 (40.4%)	353校 (46.9%)	428校 (56.9%)	104校 (13.8%)
中学校	実施校数	262校	149校	222校	251校	294校	84校	96校
	(実施率)	(69.1%)	(39.2%)	(58.4%)	(66.1%)	(77.4%)	(22.1%)	(22.8%)
高等学校	実施校数	97校	49校	99校	143校	157校	52校	42校
	(実施率)	(44.3%)	(23.7%)	(47.8%)	(69.1%)	(75.8%)	(25.1%)	(16.2%)
合計	実施校数	729校	431校	625校	747校	879校	240校	271校
	(実施率)	(53.8%)	(32.2%)	(46.7%)	(55.8%)	(65.6%)	(17.9%)	(18.4%)

### (1) 兵庫県教育委員会との連携

昨年、大麻乱用少年が過去最多になったことを受け、県教育委員会を通じて県立高校の保健体育教諭等に「薬物乱用防止教室指導者用マニュアル」を配布した上で、警察官が教諭の前で指導要領を実演するなど、教諭自らが薬物乱用防止教室の講師となれるよう働きかけを行っている。



【県下保健体育部会での薬物乱用防止教室の実演】

### (2) 神戸市教育委員会との連携

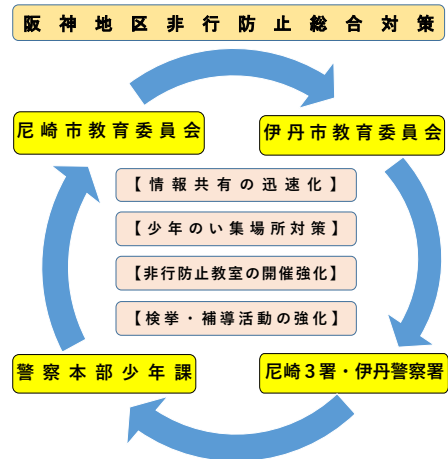
昨年、神戸市内における少年非行が大幅に増加したことを受け、少年非行抑止のため、今年度は市教育委員会と連携を強化し、市内すべての学校で非行防止教室の開催を目指す取組を実施している。



【児童参加型非行防止教室 神戸市兵庫区】

### (3) 尼崎市教育委員会及び伊丹市教育委員会との連携

本年に入り、尼崎市・伊丹市をまたいで活動する非行少年グループによる犯罪の増加や、両市内の特定の箇所が非行少年等のい集場所となっている状況を受け、本年6月に尼崎市及び伊丹市教育委員会と緊急連絡会議を開き、非行少年グループの解体を目指して、非行少年等に関する情報共有や学校との合同補導等の取組を開始している。



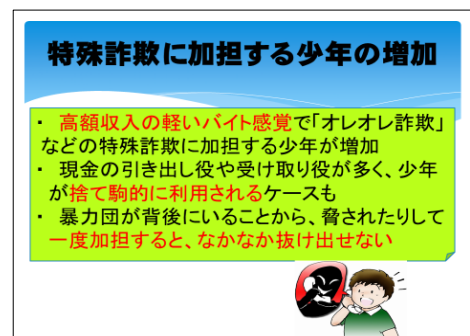
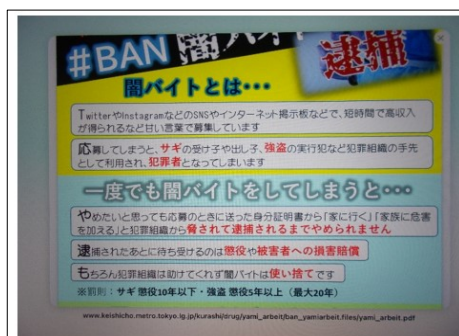
【尼崎市・伊丹市との緊急連絡会議】



【伊丹市のい集対策・夜間補導の状況】

### (4) 少年院と連携した闇バイト等犯罪への加担防止対策

県内の児童生徒に対しては、非行防止教室等を通じて啓発しているが、特に闇バイト等犯罪に加担し検挙される少年は再非行率が高いため、県内の少年院に入院中の少年に対しても、少年院と連携し、院内で非行防止教室を開催して「高額アルバイトなどの甘い誘いに乗らない」「闇バイトは犯罪」など、闇バイト等犯罪への加担防止について啓発している。



【非行防止教室で使用する教材】

## 6 少年の規範意識の向上に資する活動

### (1) 社会参加活動等への支援

奉仕活動や県教育委員会主催の中学生「トライやる・ウィーク」、高校生「インターンシップ」などの社会参加活動を積極的に支援しており、これらの体験活動を通じて、地域社会の一員としての自覚を育み、少年の規範意識の向上に努めている。



【学校と連携した須磨海岸清掃活動】



【トライやる中学生の体験活動 西宮市】

### (2) 兵庫県警察少年柔道・剣道大会の開催

スポーツを通じた少年の健全育成を目的に、年1回「兵庫県警察少年柔道・剣道大会」を開催しており、練習場所として警察署の道場を提供している。



【第36回少年柔剣道大会 神戸市須磨区】

## 7 非行少年の検挙・補導活動

非行少年の捜査、調査に当たっては、非行事実を解明するとともに、非行の原因・動機や交友関係、家庭環境などを明らかにし、規範意識の向上と立ち直り支援につないでいくよう配慮している。

少年事件は、友人同士やグループでの非行が多いことから、関係機関と連携の上、非行少年等の実態把握と情報共有を行い、非行少年グループの解体や、不良交友関係からの離脱を図っている。

### 【事件事例】

- 非行少年2名による強盗致傷事件
- 非行少年4名による逮捕監禁・恐喝未遂事件
- 非行少年7名による暴力行為等処罰に関する法律違反事件
- 大麻密売少年グループ間における強盗致傷等事件

### 第3 少年の保護対策

#### 1 児童虐待事案への対応

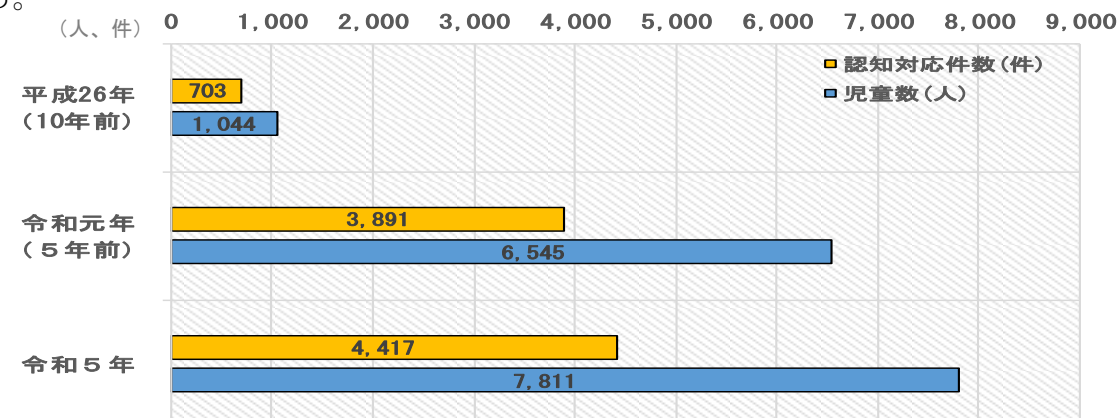
##### (1) 対応の基本

児童虐待事案は、人の生命・身体にかかわる重大な事案であり、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を行っている。

児童虐待事案の通報を受理した場合、全件警察官が現場臨場するとともに、保護者と児童を分離し、個別聴取の上、児童の身体に怪我や痣がないか直接確認するなど徹底した調査を行い、違法行為を認めたときは事件化を図るとともに被害児童の保護対策を講じている。また、警察署での児童虐待に関する取扱いについては、全件警察本部へ報告させるとともに、児童相談所等関係機関の取扱状況を確認するなどして、組織的・総合的に通告の要否や危険性の判断を行い、児童虐待の見逃しを防止している。

##### (2) 認知対応状況

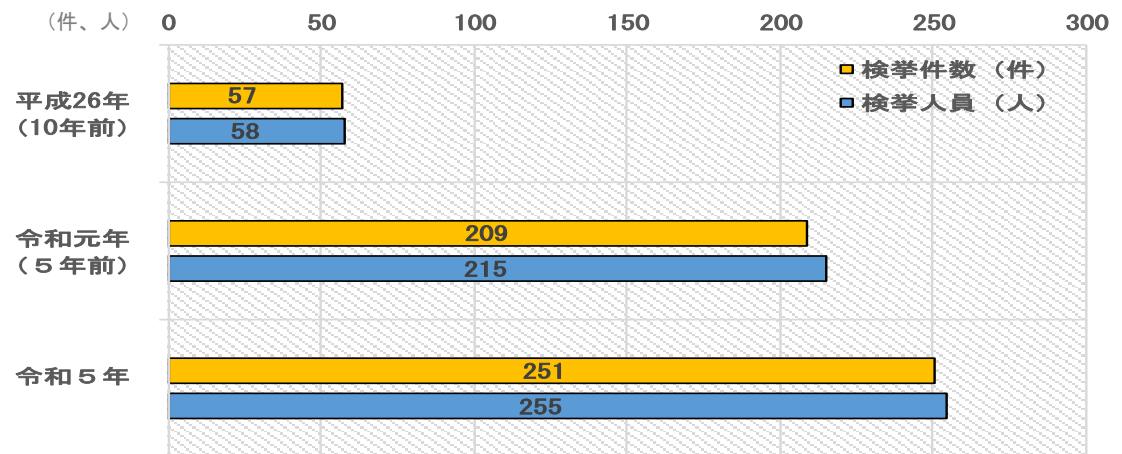
認知対応件数は10年前と比べると大幅に増加したが、令和2年から令和5年にかけては年間約4,000件の水準で推移しており、高止まりの状況が続いている。



区分	年別						令和5年6月末	令和6年6月末	増減
	平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年			
認知対応件数(件)	703	3,891	4,377	4,329	4,357	4,417	2,144	2,100	-44
うち虐待事実なし	146	883	1,027	973	876	692	371	201	-170
児童数(人)	1,044	6,545	7,597	7,859	7,938	7,811	3,816	3,755	-61
うち虐待事実なし	190	1,476	1,849	2,073	1,988	1,548	823	565	-258
認知対応件数(全国)(件)	20,748	86,386	93,269	92,369	95,520	99,856			

##### (3) 検挙状況

暴行・傷害等で児童虐待事案を検挙している。10年前と比べると、検挙件数・人員ともに大幅に増加している。

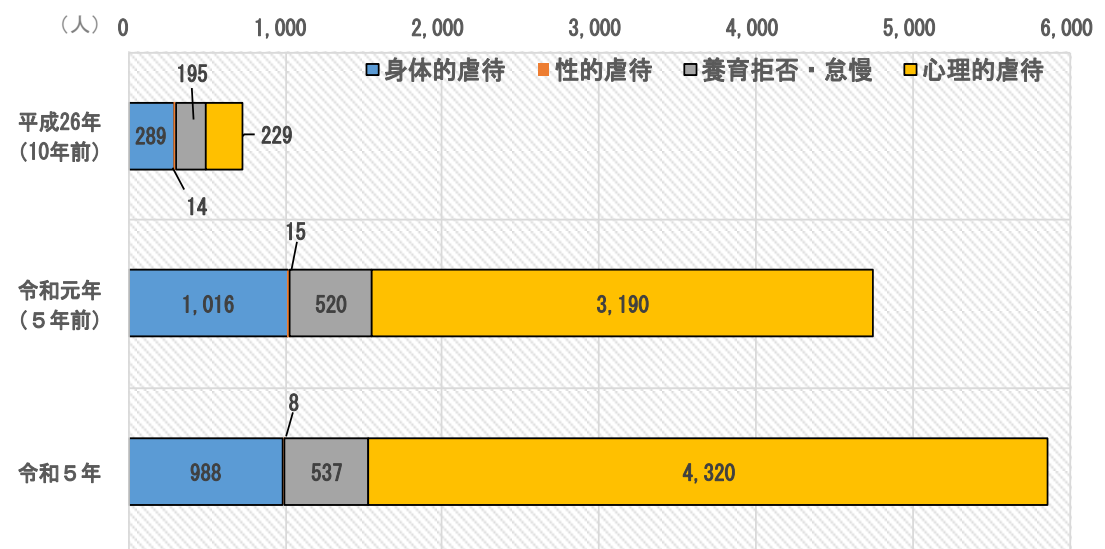


区分	年別						令和5年 6月末	令和6年 6月末	増減
	平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年			
検挙件数 (件)	57	209	170	222	207	251	120	120	0
検挙人員 (人)	58	215	178	224	210	255	120	120	0
検挙件数 (全国)	740	1,972	2,133	2,174	2,181	2,385			

#### (4) 児童相談所等との連携等

##### ア 通告状況

児童虐待事案を認知した場合は、早急に児童の安全を確保し、児童相談所へ通告している。児童相談所への通告は、10年前と比べると大幅に増加しており、特に心理的虐待の増加が著しく、本年6月末においても増加傾向にある。



区分	年別						令和5年 6月末	令和6年 6月末	増減
	平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年			
通告児童	727	4,741	5,291	5,313	5,557	5,853	2,809	3,014	205
身体的虐待	289	1,016	968	967	934	988	480	541	61
性的虐待	14	15	13	16	12	8	3	9	6
養育拒否・怠慢	195	520	589	551	651	537	269	309	40
心理的虐待	229	3,190	3,721	3,779	3,960	4,320	2,057	2,155	98
面前DV	2	1,721	1,488	1,305	1,254	1,367	625	698	73
通告児童 (全国)	28,923	98,222	106,991	108,059	115,762	122,806			

## イ 連携状況

児童相談所（県、神戸市、明石市）との連携会議を定期的に行い、お互いの役割や考え方について理解を深め、実質的な連携が取れるよう意見交換を行っているほか、合同での臨検・捜索訓練の実施、県及び神戸市の児童相談所への現職警察官の出向など、更なる連携強化を図っている。



【臨検・捜索の合同訓練】

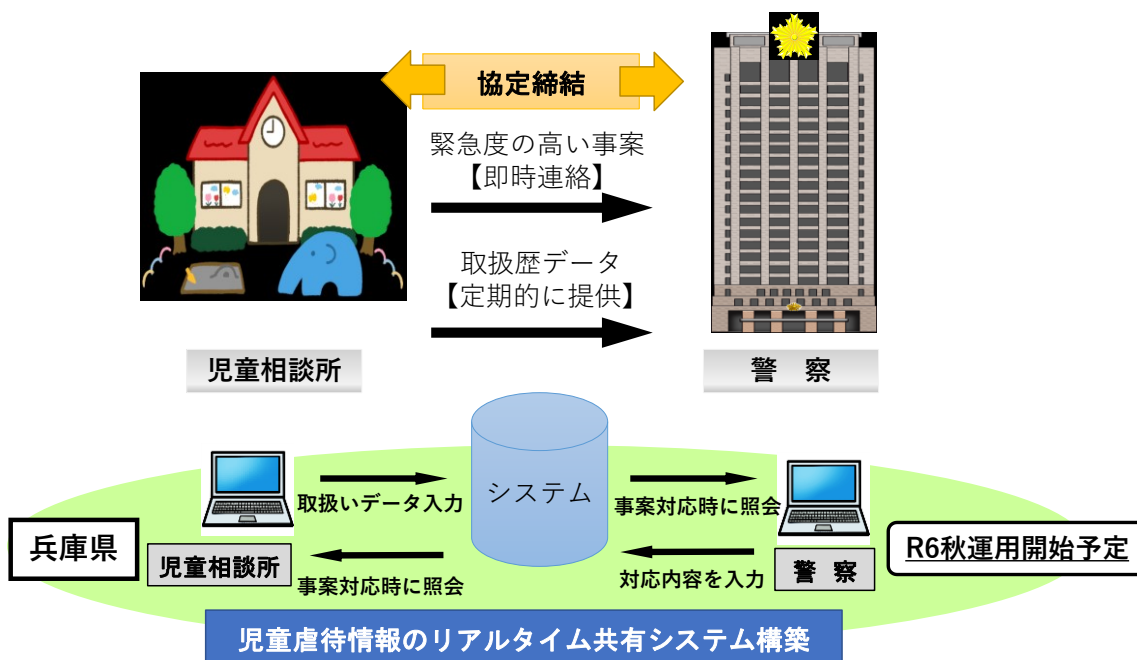


【神戸市児童相談所との連携会議】

## ウ 児童虐待事案の情報共有

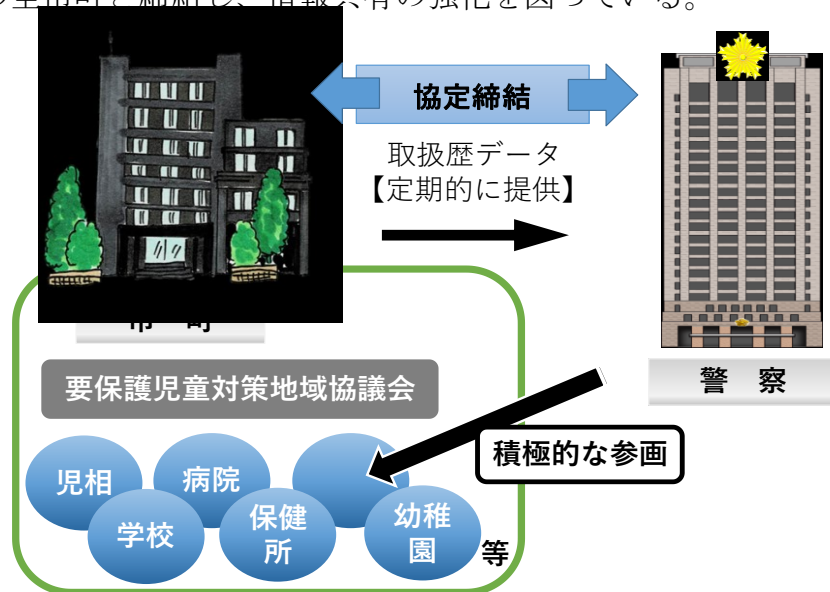
### (ア) 児童相談所

児童相談所を設置している自治体と連携協定を締結し、緊急度の高い事案については、即時連絡を受けて児童に対する早期の安全確保を行っている。また、兵庫県所管の児童相談所と警察の間で、全ての児童虐待情報をリアルタイムに共有するシステムの構築を進めている。



### (4) 自治体

児童虐待に係る情報共有を目的として、各市町が設置する要保護児童対策地域協議会の会議に各警察署が積極的に参画している。また、要保護児童対策地域協議会との間で、定期的な情報提供を受けるための連携協定を県内の全市町と締結し、情報共有の強化を図っている。



### (5) 被害少年に対する配慮

児童を被害者等とする事案については、児童の心情や特性に配慮した事情聴取に努めているほか、児童の負担軽減及び供述の信用性確保の双方に資するため、代表者による事情聴取を実施するなど、事案に応じて検察庁や児童相談所との間で必要な連携を図っている。



【客観的聴取技法研修】

また、警察官の聴取能力向上のため、客観的聴取技法に精通した大学教授などを講師として招聘し、研修を実施している。

## 2 いじめ事案への対応

警察では、少年相談活動などの各種警察活動や、学校等からの情報提供などによりいじめ事案を認知すれば、事案の重大性及び緊急性、被害児童及びその保護者等の意向、学校の対応状況等を踏まえ事件化を図るなど、適切に対応している。

区分	年別	平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談件数		65	99	54	85	78	135
検挙件数		17	5	6	14	10	10

令和5年 6月末	令和6年 6月末	増減
61	81	20
5	10	5



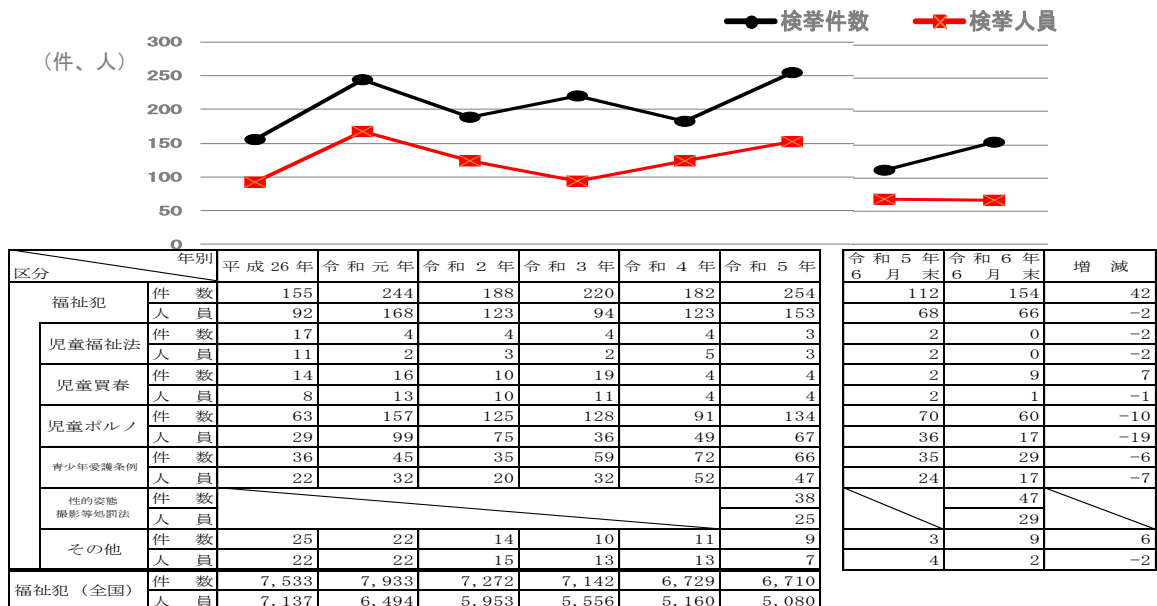
### 3 少年の福祉を害する犯罪への対応

児童ポルノ製造や児童買春等の福祉犯は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為である。

昨今は、児童によるSNSの利用に起因した被害が増加しており、情報技術支援を担当する部署との連携を図り、少年が性犯罪等の被害者となる福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期発見・保護活動に取り組んでいる。

#### (1) 福祉犯検挙の状況

福祉犯については、昨年7月に新設された性的姿態撮影等処罰法等が新たに追加された。5年推移で見ると、福祉犯の検挙数は全国では減少傾向にあるが、県下では件数・人員ともに増減を繰り返している。

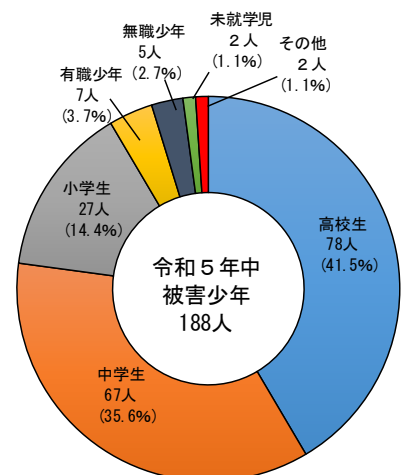


※「その他」は、「20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律違反」「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律違反」「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反」「16歳未満の者に対する面会要求等罪(令和5年7月新設)」等である。

#### (2) 被害少年の学職別状況

学職別で見ると、過去5年推移では中学生、高校生の割合が多く、本年6月末現在でも同様の傾向である。

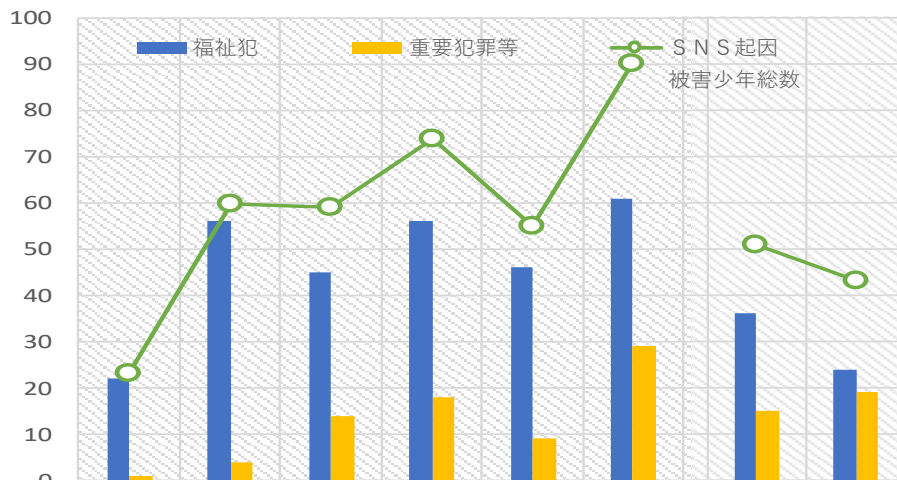
区分	年別	年別						令和5年6月末		令和6年6月末		増減
		平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	人員	構成比	人員	構成比	
未就学児		2	0	5	2	1	2	2	2.2	0	0.0	-2
学生・生徒	小学生	9	49	12	19	12	27	17	18.5	10	8.3	-7
	中学生	54	83	43	61	61	67	28	30.4	47	38.8	19
	高校生	47	69	60	64	60	78	40	43.5	52	43.0	12
その他		2	1	1	1	0	2	0	0.0	4	3.3	4
有職少年		2	8	5	6	10	7	4	4.3	7	5.8	3
無職少年		23	12	7	8	7	5	1	1.1	1	0.8	0
合計		139	222	133	161	151	188	92	100.0	121	100.0	29
被害少年(全国)		6,341	5,678	5,129	4,867	4,402	4,229					



※「その他」は、「大学生」「専門学生」である。

### (3) SNSの利用に起因する犯罪被害の状況

SNSの利用に起因した少年の犯罪被害は5年推移で増加傾向にあり、令和5年は、特に誘拐や不同意性交等の重要犯罪による被害が増加し、本年6月末現在も重要犯罪については増加している。



区分	年別	平成26年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年6月末	令和6年6月末	増減
S N S 起 因 被 害 少 年 総 数		23	60	59	74	55	90	51	43	-8
福 祉 犯		22	56	45	56	46	61	36	24	-12
重 要 犯 罪 等		1	4	14	18	9	29	15	19	4
S N S 起 因 被 害 少 年 ( 全 国 )		1,421	2,082	1,819	1,812	1,732	1,665			

※「重要犯罪等」は、重要犯罪である「殺人」「強盗」「放火」「不同意性交等」「略取誘拐」「不同意わいせつ」の罪に、「逮捕監禁罪」を加えたものである。

## 4 インターネットの安全利用に向けた取組

### (1) 情報モラル教育、啓発活動

スマートフォン所有の低年齢化が進んでいることから、普段から気軽に使用しているSNSについて、その特性や危険性を認識させるため、「グルーミング」等の現在問題になっているものをテーマにした漫画冊子や動画等を作成し、情報モラル教育や広報啓発活動等に活用している。

また、各保護者がフィルタリング機能を活用し、利用時間や利用コンテンツを管理するペアレンタルコントロールや、親子のルールづくりを推進する取組について、関係機関や事業者と連携した普及啓発活動を行っている。



【キャラクターを利用した冊子】



【中学生に対する情報モラル教室 姫路市】



【甲子園球場オーロラビジョン】



【地下鉄構内のデジタルサイネージ】

## (2) AI 技術を活用した SNS に対するサイバーパトロールの実施

### ア 性被害防止を目的とした注意喚起・警告

少年がお金欲しさに SNS を介して援助交際を求めるなどの行為が、児童買春などの性被害につながっていることから、大学生のサイバー防犯ボランティアと連携した不適切な書き込みの発見活動を SNS のエクス上で行っており、不適切な書き込みを発見すれば投稿者に注意喚起・警告メッセージを送信して、投稿者だけではなく閲覧者に対しても広く注意喚起している。

また、令和 5 年 10 月からは、AI 技術を活用したサイバーパトロールシステムを導入したことで、効率的に不適切な投稿を発見できるようになったため、より多くの注意喚起・警告メッセージの送信が可能となっている。

【エクスにおける性被害関連の注意喚起・警告メッセージ送信状況】

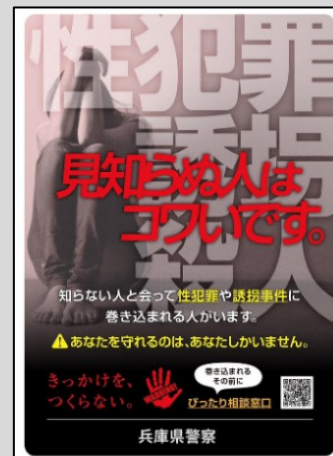
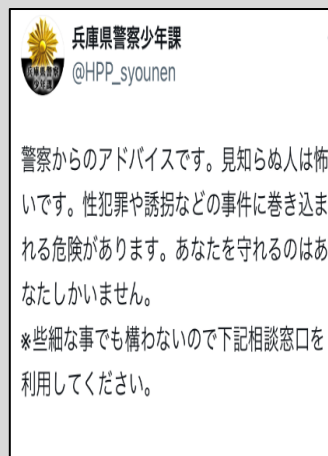
区分		年別			令和 5 年 6 月末	令和 6 年 6 月末	増減
		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年			
注意喚起・警告実施件数		3,853	2,664	3,786	1,120	3,414	2,294
端 緒 別	警察官発見	3,599	2,467	3,730	1,085	3,393	2,308
	サイバ-防犯ボランティア	254	197	56	35	21	-14
書 込 者 別	児童	3,035	2,312	3,219	930	3,375	2,445
	誘引者	818	352	567	190	39	-151
書 込 内 容 別	性交渉	1,287	595	366	217	62	-155
	対価交際	451	202	97	27	13	-14
	その他	2,115	1,867	3,323	876	3,339	2,463

※「その他」は、「わいせつ画像売買」「下着売買」「家出」などである。

【AI 導入以前と、導入後の注意喚起・警告メッセージ送信状況（性被害防止）】

区分	年別	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年 9 月まで	AI 導入後 (令和 5 年 10 月～)	AI 導入後のメッセージ 増加率 (月平均)
月平均		321	222	234	566	141.9%
警告実施件数		3,853	2,664	2,108	5,092	

## 【性被害防止対策】



## イ 特殊詐欺等犯罪への加担防止を目的とした警告

少年の特殊詐欺等犯罪への加担防止対策として、令和3年5月からSNSのエクス上において、いわゆる闇バイト等に勧誘する者に対して警告メッセージを送信しており、性被害同様、昨年10月からAI技術を導入して、不適切な投稿の発見活動をしている。

【エクスにおける特殊詐欺関連の警告メッセージ送信状況】

区分	年別	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 6月末	令和6年 6月末	増減
	警告実施件数		76	240	759	135	

【AI導入以前と、導入後における警告メッセージ送信状況（特殊詐欺等犯罪への加担防止）】

区分	年別	令和3年	令和4年	令和5年 9月まで	AI導入後 (令和5年10月～)	AI導入後のメッセージ 増加率（月平均）
月平均		6	20	31	326	951.6%
警告実施件数		76	240	281	2,932	

## 【特殊詐欺等犯罪への加担防止対策】

